

4 その他

(2) シンポジウム、アンケート及びパブリック・コメントの実施について

<相模原・津久井地域合併協議会シンポジウムについて>

1 趣 旨

市町村が地方分権時代を担っていくにふさわしい新たな自治体へと変革を遂げるため、また、個性豊かで活力あるまちづくりを実現するためには、「市町村合併」が有効な手法であるということについて、相模原・津久井地域合併協議会の経過報告、まちづくりの将来ビジョン素案報告及びパネルディスカッションを通じて住民に理解を深めていただくことを目的にする。

2 主 催

相模原・津久井地域合併協議会

3 開催日時及び会場等

- (1) 10月16日(土)午後7時00分～9時30分 南市民ホール(400人)
- (2) 10月20日(水)午後7時00分～9時30分 杜のホール橋本(535人)
- (3) 10月23日(土)午後7時00分～9時30分 相模湖交流センター(456人)

4 内 容

- (1) 開会あいさつ(5分): 小川 勇夫 合併協議会会長
- (2) 基調講演 テーマ:「なぜ、いま市町村合併なのか」(30分): 講師
- (3) 報告「相模原・津久井地域合併協議会の経過について」(10分): 合併協議会事務局
- (4) 報告「まちづくりの将来ビジョン素案について」(20分): まちづくりの将来ビジョン検討委員会
- (5) 休憩 (10分) アンケート記入時間・意見票収集
- (6) パネルディスカッション
テーマ:「合併で目指そう 新しいまちづくり」(70分)

討議内容・例

- 1 巡目 各地域のもつポテンシャルについて
- 2 巡目 新市の目指す将来像について(合併するとこんなことができる)
- 3 巡目 魅力あるまちづくりの実現のために必要なものは?

シンポジウム参加者の意見紹介・回答

シンポジウム参加者の意見紹介・回答の方法(案)

休憩時間に参加者から意見等を収集しておき、その意見を紹介するとともにパネリストにコメントをいただく。

5 講 師

- (1) 牛山 久仁彦 明治大学政治経済学部助教授 10月16日(土)南市民ホール
- (2) 辻 琢 也 政策研究大学院大学教授 10月20日(水)杜のホールはしもと
- (3) 吉田 民雄 東海大学政治経済学部教授 10月23日(土)相模湖交流センター

6 パネルディスカッション

- (1) コーディネーター：基調講演の講師が務める
- (2) パネリスト：相模原・津久井地域合併協議会会長・副会長
まちづくりの将来ビジョン検討委員会代表、住民団体の代表

7 周知方法

- (1) 各市町広報紙（9月15日号・10月1日号）
- (2) 合併協議会だより（10月1日号）
- (3) 報道関係者への情報提供
- (4) ポスター掲示、チラシ配布
- (5) 合併協議会ホームページへの掲載
- (6) 各市町の公共施設、県の公共施設、駅構内、商工会議所、相模原 JC、津久井 JC 及び行政との関わりの深い公共団体等に周知（ポスターの掲示、チラシの配布等）

8 申込方法

- ・ 参加希望者は事前受付（申込順）
- ・ 申込者からは、住所、氏名、電話番号、参加希望日及び会場名を電話、FAX、電子メール及びハガキにおいて受付

<まちづくりの将来ビジョンに関する住民アンケート調査について(案)>

1 目的

まちづくりに対する住民の意向及び「まちづくりの将来ビジョン(素案)」に対する意見を把握し、ビジョンの策定に反映させる。

2 調査方法

- (1) 調査地域 相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の全域
- (2) 調査対象 相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町に居住する、平成16年4月1日現在で満18歳以上の住民10,000人

(3) 抽出方法

人口規模を勘案し、最低1,000の標本数を確保できるよう、各市町の対象者数を設定する。各市町の住民基本台帳から無作為抽出したデータの提供を受ける。

市町名	18歳以上人口 (住民基本台帳)	対象数 (人)
相模原市	502,400	6,000
城山町	19,493	1,500
津久井町	24,583	1,500
相模湖町	8,109	1,000
計	554,585	10,000

住民基本台帳人口は平成16年4月1日現在

- (4) 調査方法 郵送による配布及び回収
- (5) 調査期間 平成16年10月16日(土)から10月25日(月)まで

3 調査内容

- (1) 合併後の新市の将来像について
- (2) 合併後のまちづくりの柱(目標)について
- (3) 合併後に優先して欲しい施策について
- (4) 合併に期待すること(効果)について
- (5) 「まちづくりの将来ビジョン(素案)(概要版)」に対する自由意見
- (6) 属性 性別、年代、居住市町

4 その他

「まちづくりの将来ビジョン(素案)(概要版)」を同封する。

<まちづくりの将来ビジョンに対するパブリック・コメント手続実施要領（案）>

（趣旨）

第1条 この要領は、相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町（以下「相模原・津久井地域」という。）が合併した場合における新市の将来像を示すまちづくりの将来ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定するに当たって、広く住民等の意見を反映するためのパブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領においてパブリック・コメント手続とは、ビジョンの策定に当たり、広く住民等から意見を求め、提出された意見を考慮して策定を行うとともに、提出された意見の概要及び意見に対する相模原・津久井地域合併協議会（以下「協議会」という。）の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要領において住民等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 相模原・津久井地域に住所を有する者
- (2) 相模原・津久井地域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ビジョンに関し意見を有するもの

（公表）

第3条 相模原・津久井地域合併協議会会長（以下「会長」という。）は、ビジョンの策定をしようとするときは、策定の意思決定前に相当の期間を設けて、ビジョンの案を公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、次の方法により行う。

- (1) 協議会ホームページへの掲載
- (2) 会長が指定する場所での閲覧及び配付
- (3) 協議会が発行する広報紙への掲載

（予告）

第4条 会長は、前条の規定による公表を行う前に、次に掲げる事項を協議会が発行する広報紙及び協議会ホームページへの掲載により、パブリック・コメント手続の実施について予告するものとする。

- (1) ビジョンの案に対する意見の提出期間
- (2) ビジョンの案の入手方法

（意見の提出）

第5条 意見の受付期間は、第3条の規定による公表を開始した日から起算して20日間以上を設けるものとし、提出期間の満了の日までは、前条の規定による予告を開始した日から起算して30日以上を設けるものとする。

2 意見を提出しようとする住民等は、住所、氏名又は名称、連絡先を明らかにしなければならない。

3 意見の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他会長が必要と認める方法

4 前条の規定にかかわらず、意見の提出期間を30日間以上設ける場合は、パブリック・コメント手続の実施について予告を行わないことができる。

（意思決定）

第6条 協議会は、提出された意見を考慮して、ビジョンを策定するものとする。

2 協議会は、ビジョンを策定したときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する協議会の考え方を公表しなければならない。

3 第3条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、パブリック・コメント手続について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

参 考

第3条第2項第2号の会長が指定する場所（ビジョン案の閲覧、配布場所）

<相模原市> 広域行政推進課、行政資料コーナー、各出張所（12）、各公民館（23）

<城山町> 政策秘書課合併推進室、情報コーナー、公民館図書室、保健福祉センター

<津久井町> 合併対策室、町政情報コーナー、串川支所、烏屋支所、青野原支所、青根支所、生涯学習センター、文化福社会館、串川ひがし会館

<相模湖町> 合併推進課、各公民館（2）、さがみ湖リフレッシュセンター、神奈川県相模湖交流センター

第5条第3項第1号の会長が指定する場所（書面による意見の提出場所）

<相模原市> 相模原・津久井地域合併協議会事務局、広域行政推進課

<城山町> 政策秘書課合併推進室

<津久井町> 合併対策室

<相模湖町> 合併推進課